

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和 7 年 11 月 25 日付けで提起のあった行政文書一部開示決定処分（令和 7 年 9 月 24 日付けお監第 38 号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求を却下する。

第 2 事案の概要

- (1) 請求人は、令和 7 年 8 月 18 日付けで、おいらせ町長に対し、「「行政」に関する文書」について開示請求を行った。
- (2) おいらせ町長は、令和 7 年 8 月 22 日付けで、処分庁に対し、「開示請求事案移送書」の送付を行った。
- (3) 処分庁は、おいらせ町情報公開条例（平成 18 年おいらせ町条例第 8 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 9 月 24 日付けお監第 38 号により、行政文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 請求人は、本件処分に基づいて行われた行政文書の閲覧に際し、開示対象文書のほか、開示対象外の文書が開示され、開示請求者の氏名及び住所等の個人情報が含まれていることを不服とし、令和 7 年 11 月 25 日付けで、審査庁であるおいらせ町監査委員に対し、本件審査請求を行った。

第 3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張

令和 7 年 10 月 10 日及び令和 7 年 11 月 18 日に開示文書の閲覧を行い、個人情報の記載（漏洩）が多数あり、不当な処分を初めて知った。

(2) 本件審査請求で求める事項

- ア 開示された開示請求者名、住所等が個人情報であることの認定
- イ 個人情報漏洩したことの事実認定と反省
- ウ 本件及び過去の漏洩の原因を踏まえた再発防止対策（暫定対策、恒久対策）とその報告
- エ 漏洩開示された当事者への適切な対応、処置
- オ 本事件の開示文書を是正し、改めて正しい開示をすること
- カ 過去に行った不当・違法な処分を行わないこと。

第4 理由

(1) 本件審査請求の適法性について

- ア 審査請求とは、行政庁の違法又は不当な処分等から国民の権利利益の救済を図るため、行政庁の処分等に不服がある者が請求できる制度である。（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第1条及び第2条参照）
- イ 本件審査請求は、上記第3(2)に記載のとおり、本件処分に基いて行われた行政文書の閲覧に際し、開示対象文書のほか、開示対象外の文書が開示され、開示請求者の氏名及び住所等が開示されたことを不服としたものである。つまり、本件処分の決定内容に対する不服ではなく、本件処分に基いて行われた閲覧手続きに対する不服であり、本件処分そのものの取り消し等を求めるものではないことから、本件審査請求は行政庁の違法又は不当な処分の取消し又は是正を求めているとは認められず、審査請求の適法性を有していないと考えられる。

(2) 結論

よって、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年2月18日

審査庁 おいらせ町監査委員

代表監査委員 柏 崎 堅 一

(教示)

1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町監査委員を被告として（訴訟においておいらせ町監査委員を代表する者は、おいらせ町代表監査委員となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。